

令和4年第11回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和4年11月17日(木) 午前9時30分

東浦町役場 西会議室1

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和4年第10回定例会会議録承認

日程第 2 議案第35号 令和4年度全国学力・学習状況調査結果について

【学校教育課】

日程第 3 議案第36号 令和4年度東浦町一般会計12月補正予算案(教育費)
を町長に申し出ることについて

【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課】

日程第 4 議案第37号 東浦町教育委員会名義後援について(「影絵劇フェ
スティバル」全国縦断公演「オズの魔法使い with
オーケストラ」愛知公演)

【生涯学習課】

議案第38号 東浦町教育委員会名義後援について(Peace & Music
in 東浦 part6)

【生涯学習課】

日程第 5 議案第39号 東浦町部活動の地域移行推進協議会委員の選任につ
いて

【スポーツ課】

日程第 6 教育長報告

日程第 7 教育委員報告 学校訪問(西部中学校)

日程第 8 報告第22号 東浦町部活動の地域移行推進協議会設置要綱の制定
について

【スポーツ課】

日程第 9 報告第23号 区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について

【学校教育課】

日程第 10 各課報告

閉 会

時 分

次回

第 12 回定例会

令和 4 年 12 月 19 日(月) 午後 1 時 30 分

場所 東浦町役場 西会議室 1

自由討議

議案第 35 号

令和 4 年度全国学力・学習状況調査結果について

令和 4 年度全国学力・学習状況調査結果は資料 1 のとおりとし、これを公表するものとする。

令和 4 年 11 月 17 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

令和 4 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領により、調査結果内容及び公表の取扱いを定めるため提案するものである。

《令和 4 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領抜粋》

5. 調査結果の取扱い

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 略

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 略

イ略

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、
（エ）に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況
については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、（エ）に基づき、当該
市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公
表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以
下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育
事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県
教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うこと
については、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断する
こと。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自
らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの
判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において（エ）
に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らか
にした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性に
ついて慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自
らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）略

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切
なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や
平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、
その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今
後の改善方策も速やかに示すこと。

③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした
公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らか
にした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事
前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏ま
えて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表す

るよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
- (オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

議案第 36 号

令和4年度東浦町一般会計 12 月補正予算案（教育費）を町長に申し出る
ることについて

令和4年度東浦町一般会計 12 月補正予算案（教育費）について、資料2のとおり
町長に申し出るものとする。

令和4年 11 月 17 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第7項及び第8項に基づ
き、提案するものである。

議案第 37 号

東浦町教育委員会名義後援について

次の事業について、東浦町教育委員会名義後援を承認するものとする。

令和 4 年 11 月 17 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

事業の名称 「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演「オズの魔法使い
with オーケストラ」愛知公演

事業の主催 公益社団法人 日本児童青少年演劇協会

実施日 令和 4 年 12 月 25 日（日）

場 所 常滑市民文化会館 ホール

対 象 知多エリアの一般市民・町民（子ども含む）

提案理由

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準に基づき、提案するものである。

様式第1号（第2条関係）

東浦町教育委員会名義後援承認申請書

令和4年11月1日

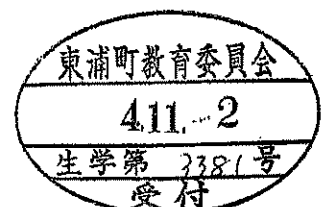
東浦町教育委員会 殿

団体名 公益社団法人 日本児童青少年演劇協会
所在地 東京都千代田区六番町13-4 浅松ビル2A
団体代表者氏名 会長 森田 勝也
電 話 03-5212-4771

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準第2条の規定に基づき、下記の事業について東浦町教育委員会の名義後援を申請します。

記

- 1 事業の名称 「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演
「オズの魔法使い with オーケストラ」愛知公演
- 2 事業の目的 文化庁補助事業として、幼児から大人まで楽しめる大規模かつ芸術性の高い影絵劇作品を制作し、日本各地(今公演では愛知県)の方々に安価な料金で鑑賞してもらう。それにより特に児童青少年の豊かな情操を養う。
- 3 実施期日 令和4年12月25日(日)
- 4 実施時間 上記日の16:30開演、18:30終演予定
- 5 実施場所 常滑市民文化会館 ホール
- 6 参加対象者 知多エリアの一般市民・町民(子ども含む)
- 7 収支予算書 (別添参照)
- 8 安全対策 常滑市民会館のガイドラインに基づいて実施します。客席内の各扉に係員を配置し、火災や地震等の際の観客避難の手順、指示系統、誘導方法を事前に定め安全に万全を期します。(コロナウィルス感染防止対策については別添参照。)
- 9 協賛予定 無し
- 10 他の後援予定団体等 東浦町を含む5市5町(他、常滑市、半田市、知多市、東海市、大府市、武豊町、阿久比町、美浜町、南知多町)の教育委員会(申請中)



「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演 「オズの魔法使い with オーケストラ」 事業および愛知公演 概要

本公演は、文化庁「統括団体によるアートキャラバン事業(コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業)」として行う(公社)日本児童青少年演劇協会の主催「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演、の中の公演です。

「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演は、日本児童青少年演劇協会に關係する3影絵劇団(劇団かかし座、他2劇団)が、全国計24都道府県・31会場・49公演を、それぞれの劇団作品で分担し実施するものです。

劇団かかし座はそのうち9都道府県・9会場・13公演を、大型影絵劇作品「オズの魔法使い with オーケストラ」で実施します。

助 成 文化庁「統括団体によるアートキャラバン事業(コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業)」	
事業名 「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演 24都道府県・31会場・49公演	主催 公益社団法人 日本児童青少年演劇協会 共催 一般社団法人 日本影絵劇協会
公演名 「オズの魔法使い with オーケストラ」 9都道府県・9会場・13公演	上演(公演主管) 有限会社 劇団かかし座 全公演協力 特定非営利活動法人 子どもと文化全国フォーラム

【全国公演 会場・日時】

都府県	市	会場	日にち		回数	開演時間	各地域公演協力団体
神奈川	横浜	横浜市鶴見区民文化センター	8/18	木	1	19:00	特定非営利活動法人 横浜こどものひろば
		サルビアホール ホール	8/19	金	2	10:30/14:30	
東京	羽村	羽村市民生涯学習センターゆとろぎ	8/23	火	1	18:30	特定非営利活動法人 子どもと文化の特定非営利活動子ども劇場西条
静岡	静岡	グランシップ 中ホール	8/28	日	1	13:30	静岡県子ども劇場おやこ劇場連絡会
大阪	大阪	大阪市立阿倍野区民センター	12/23	金	1	18:30	なにわっこ劇場協議会
		大ホール	12/24	土	2	11:00/15:00	
愛知	常滑	常滑市民文化会館 ホール	12/25	日	1	16:30	子ども・おやこ劇場 東海連絡会
富山	富山	富山県民会館 大ホール	12/27	火	1	14:00	富山子ども劇場
千葉	千葉	千葉市民会館 大ホール	1/5	木	1	14:00	特定非営利活動法人 千葉中央おやこ劇場
鳥取	鳥取	とりぎん文化会館 梨花ホール	1/7	土	1	14:00	鳥取おやこ劇場
島根	松江	島根県民会館 大ホール	1/9	月	1	16:00	特定非営利活動法人 おやこ劇場松江センター
9	9	11	11	13			

【愛知公演について】

日 時 令和4年12月25日(日) 16:00開演(30分前開場)

会 場 常滑市民文化会館 ホール
〒479-0837 愛知県常滑市新開町5丁目65番地 TEL 0569-35-3111 FAX 0569-35-3112

チケット料金 一般2,000円 子ども(4歳~高校生)1,500円 関係団体1,000円

チケット発売 劇団かかし座
チケットぴあ
子ども劇場おやこ劇場東海連絡会(予定)
常滑市民文化会館

入場見込人数 480人 ※新型コロナウイルス蔓延の可能性を考慮し、客席定員の1/2以内で収支予算を立てています。

主 催 公益社団法人 日本児童青少年演劇協会

共 催 一般社団法人 日本影絵劇協会

制作・上演・主管 有限会社 劇団かかし座

協 力 特定非営利活動法人 子どもと文化全国フォーラム
子ども劇場おやこ劇場東海連絡会、常滑おやこ劇場、知多おやこ劇場、知多市やまももおやこ劇場

後 援 5市5町(常滑市、半田市、知多市、東海市、大府市、武豊町、阿久比町、東浦町、美浜町、南知多町)
の教育委員会(申請中)

問合せ 有限会社 劇団かかし座 (TEL 045-592-8111)

「オズの魔法使い with オーケストラ」 作品紹介

かし座の影絵とオーケストラの生演奏がコラボレーション！ 大迫力のシャドウ・ファンタジー!!
カンザスに帰りたいドロシーと、何かが足りない3人組！ さあ、行こう！エメラルドの都へ！

上演作品 「オズの魔法使い with オーケストラ」

出演人数 上演 11名

上演時間 2幕、計2時間（休憩15分含む）

演奏 13名（指揮者含む）

通常の「オズの魔法使い」公演では、上演音楽は打ち込み録音曲を再生していますが、
「with オーケストラ」公演では、13人の特別編成オーケストラによる生演奏で上演します。
この「オズの魔法使い with オーケストラ」は、本事業のみの特別バージョンです



愉快的仲間がくり広げる、
心踊るロード・ミュージカル・ステージ！



影絵×パペット×俳優が織りなす
立体的でオリジナルなスタイル



大迫力の5面スクリーンが動く！ まわる！
ステージいっぱいに広がる！



特別編成オーケストラの生演奏が、
臨場感と感動をより一層アップ！

【あらすじ】

ドロシーは、アメリカ・カンザスで暮らす女の子。

ある日、巨大な竜巻に家ごと運ばれ着いたところは不思議な世界。そこは魔法に満ちた「オズの国」！

愛する故郷へ帰るため、ドロシーは大魔法使いオズのいる「エメラルドの都」を目指す。

途中で出会ったのは、脳みそがほしいカカシ、心がほしいブリキのきこり、勇気がほしいライオン。

風変わりで愉快的仲間たちと、ドロシーの旅が始まる！

ドロシーたちを待ち受けるものとは!? そして、ドロシーがオズの国にやってきた本当の理由とは…!?

「オズの魔法使い with オーケストラ」 出演者・スタッフ

【出演】

上演 (11名)	ドロシー	菊本香代	(有)劇団かかし座 舞台部所属
	トト	梅原千尋	
	かかし	伊藤篤志	
	ブリキの木こり	好村龍一	
	オズ・ヘンリー	飯田周一	
	グリンダ	櫻本なつみ	
	西の魔女	飯田美紀	
	エム	松本侑子	
	ボスザル	西出早織	
	影絵操演	本望晴香	
	ライオン	吉村健洋	
演奏 (13名)	指揮	石川洋光	【客演】 ミュージカルカンパニー イッツフォーリーズ所属
	バイオリン	3人	作曲者、東京音楽大学 作曲コース 講師 おーけすとら・びとれ座所属 座長：池田開渡
	チェロ	2人	
	フルート	1人	
	オーボエ	1人	
	トランペット	1人	
	トロンボーン	1人	
	エレクトーン	さいとうりょう	
	ドラム	國田悠介	
	ギター	定塚洋平	

【スタッフ】

脚本・演出	花輪 充	東京家政大学 家政学部 児童学科 教授
演出・影絵美術監督	後藤 圭	(有)劇団かかし座 代表
音楽監督 (作曲・指揮)	石川洋光	東京音楽大学 作曲コース 講師
振付	鴨志田加奈	
舞台美術	齋藤浩樹	
衣裳	青木節子	青木デザインルーム
ヘアメイク	中井正人	デュース
歌唱指導	川島由美	昭和音楽大学 ミュージカルコース 講師
舞台監督 (オーケストラ)	杉村向陽	(有)マルス エイ ソル
〃 (舞台)	高橋信濃	(有)マルス エイ ソル
照明プラン	寺田義雄	(株)東京舞台照明
〃 オペレート	石島奈津子	(株)東京舞台照明
音響プラン・オペレート	都藤 守	(株)サウンドメソッド
宣伝美術	小田純治	design Bee
広報	櫻井尚人	(有)劇団かかし座 広報部
制作	山下義文	(有)劇団かかし座

「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演 「オズの魔法使い with オーケストラ」
【主催】公益社団法人 日本児童青少年演劇協会 概要

代表者	会長 森田 勝也		
所在地	〒102-0085 東京都千代田区六番町13-4 浅松ビル2A		
電話番号	03-5212-4771	FAX番号	03-5212-4772
団体紹介	日本児童青少年演劇協会は、演劇鑑賞と演劇的活動を通して、日本の全ての子どもたちの、健全で豊かな心情を育て、明日の時代を担う社会人を育成することを目的に、1948年に設立されました。 ○幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学の演劇教育に携わる教師 ○劇団の代表者および劇作家・演出家・俳優・スタッフ・制作者等 ○研究者・評論家・地域の演劇活動に携わる指導者等 で、構成される個人会員が加盟する団体です。（令和4年4月1日現在、会員数184名） 現在、 ・「児童青少年演劇地方巡回公演」等の児童青少年向けの各種の公演事業 ・幼稚園・保育園の教師を対象とした「幼児の劇あそび夏季講習会」、児童生徒及び教師のためのワークショップや研修会の開催 ・「劇あそび勉強会」「表現教育研究会」等の各種研究会の開催 ・機関紙『児童青少年演劇』（毎月1回）、その他の出版物発行 の諸事業を展開しています。		
団体沿革	・昭和23年（1948） 10月、児童劇作家協会（委員長・斎田喬）として設立 ・昭和33年（1958） 日本児童演劇協会に名称変更（会長・栗原一登） ・昭和35年（1960） 文部省助成『児童演劇地方巡回公演』開始。 現在『児童青少年演劇地方巡回公演』（芸術文化振興基金助成） ・昭和44年（1969） 12月、社団法人認可 ・昭和58年（1983） 2月、試験研究法人（現在特定公益増進法人）を取得 ・平成 7年（1995） 内木文英会長就任 ・平成10年（1998） 創立50周年『50年史』を刊行 ・平成25年（2013） 4月1日 公益社団法人 日本児童青少年演劇協会へ移行並びに名称変更 ・平成27年（2015） 現・森田勝也会長就任 ・平成30年（2018） 創立70周年		
過去の主催 公演事業	【以下は全て、文化庁や芸術文化振興基金の助成事業・委託事業です】 （事業名 公演回数・観客数） ・令和元年度 児童青少年演劇地方巡回公演 134回・35,400人 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 7回・1,355人 戦略的芸術文化創造推進事業 37回・2,600人 戦略的芸術文化創造推進事業 ・「日本博」イノベーション型プロジェクト 18回・1,230人 ・令和2年度 別添（令和2年度事業報告）参照 ・令和3年度 児童青少年演劇地方巡回公演他 ※令和2年度事業を踏襲（情報未整理） および「大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業」（「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演）16県・20会場・36回		

近年の主な出版物	・毎月発行 『児童青少年演劇』 ・平成15年 『世界の児童青少年演劇』 『日本の児童青少年演劇生誕100周年記念～時代を創った7人の光と軌跡』 ・平成17年 落合聰三郎著作集Ⅱ『落合聰三郎脚本選集』 『日本の児童青少年演劇の歩み－100年の年表（1903～2003）』 ・平成19年 落合聰三郎著作集Ⅲ『演劇教育六十年－演劇教育論・国際交流ほか』 ・平成20年 『保育者が演じてみせるミニ劇脚本集』 ・平成23年 『保育者が演じてみせるミニ劇脚本集Ⅱ』 ・平成21～令和2年 劇あそび勉強会研究誌『ホップステップジャンプ!』vol.1～13 ・平成24年 豊かなコミュニケーションづくりのために 『楽しく学級で使えるミニ脚本集～誰でもすぐに劇活動～』
令和4年度事業概計画	1. 「児童青少年演劇地方巡回公演」（芸術文化振興基金助成） 公演日数115日 2. 「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演（文化庁助成） 27県・36会場・58公演 3. 月刊機関紙「児童青少年演劇」の発行 4. 第53回「幼児の劇あそび夏季講習会」 ・8月9日（火） 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター ・7月20日（水）～8月10日（水） オンデマンド 5. 「落合聰三郎児童青少年演劇基金」助成事業 6. 「日本児童青少年演劇協会賞」の授賞 7. 第32回「O夫人児童青少年演劇賞」の授賞 8. 児童青少年演劇のための「劇作家養成講座」の開催 9. 指導者のための演劇講習会 ・ファシリテーター養成講座 ・木俣貞雄さんのボイストレーニング講座 10. 「子どもと舞台芸術大博覧会2022」（他団体と共催） 11. 各種研究会の開催 ・東京劇あそび勉強会／大阪劇あそび勉強会／表現教育研究会 12. 新入会員、特別会員の獲得 13. その他 ・アシテジ日本センターに加盟協力 ・「児童青少年演劇地方巡回公演」感想文コンクールの開催 ・児童・青少年演劇ジャーナル「げき24,25」の編集・発行に協力 ・「参加・体験・感動！ ふれあいこどもまつり実行委員会〈東京都・（公財）東京都歴史文化財団と共催〉」に参加 ・「演劇鑑賞教室を推進する会」の開催（他団体と共催） ・日本児童・青少年演劇劇団協同組合主催「令和3年度 夏の児童演劇祭」を後援 ・いいだ人形劇フェスタ実行委員会・飯田市・飯田市教育委員会主催「いいだ人形劇フェスタ2021」を後援 ・日本演劇教育連盟主催「第70回 全国演劇教育研究集会」を後援 ・その他、他団体への後援・協賛

「オズの魔法使い with オーケストラ」
【上演】 有限会社 劇団かし座 概要

代表者	代表取締役 後藤 圭		
所在地	〒224-0026 神奈川県横浜市都筑区南山田町4820-1		
電話番号	045-592-8111	FAX番号	045-592-8458
劇団紹介	劇団かし座は、日本で最初にできた影絵の専門劇団です。(1952年創立) 影絵の世界は人々の心を無限の想像へ駆り立てる不思議な性質と魅力をもっています。この性質と魅力をもって「たくさんの人々の心に夢を育てたい」という思いで、創立以来独自の手法で影絵の世界を拓き、多くの作品を生み出してきました。 現在は影絵の映像手法を積極的に採り入れた舞台作品をはじめ、出版、テレビ、映像作品などの総合エンターテインメントを全国に発信しています。		
沿革	1952年、後藤泰隆（とう たいりう）により日本最初の現代影絵専門劇団として創立。NHK実験放送で「くもの糸」を上演。翌年にはNHK専属劇団となり、連続シルエット番組を次々放映。1976年よりTBSをキー局に、「影絵むかし話」（全65話）、「影絵イソップ物語」（全26話）、「影絵グリム童話」（全52話）を製作、放映。また各シリーズが全世界へ配信。 1968年、TV上演と並行し本格的に舞台公演活動を開始。以後、教育施設・文化施設を中心に全国各地で公演を行う。（平成29年度の上演実績は約700日、1,300ステージ） 2009年、ドイツのシュベーパービッシェ・グミュント国際影絵劇フェスティバルより招聘を受け、初の全編手影絵作品「Hand Shadows ANIMARE」を製作、初演。 以後毎年、世界各国から招聘を受け、上演。 2012年、創立60周年記念として「宝島」の制作初演と、「Hand Shadows ANIMARE」の国内ツアー公演を実施。現在に至る。		
公演実績	教育施設や文化施設を中心に年間500～600日、800～900ステージの公演を行っている。 ※2020,2021年度はコロナ禍のため上記に満たず。		
受賞履歴	・ 児童福祉文化賞・推薦作品 「宝島」（2013）／「魔法つかいのおとぎばなし」（2012）／ 「ミスターシャドウPart3／アリーテ姫の冒険」（1999） ・ 厚生労働省社会保障審議会・特別推薦児童福祉文化財 「宝島」（2012）／「魔法つかいのおとぎばなし」（2011）／ 「ミスターシャドウPart3／アリーテ姫の冒険」（1999） ・ 厚生労働省社会保障審議会・推薦児童福祉文化財 「オズの魔法使い」（2021）／「三枚のおふだ」（2009）／「長靴をはいたねこ」（2006）、他多数 ・ 東京都優秀児童演劇選定・優秀賞 「ジャングルブック」（2001）		
最近の TV出演 舞台出演 影絵協力	・ コブクロ「卒業 2022ver.」MV（2022/2/8） ・ NHK総合「2022 年新春!ニッポンふるさとリレー」（2022/1/1） ・ 日本テレビ「ZIP!」（2021/6/11） ・ テレビ朝日「スーパーチャンネル」（2021/6/8） ・ NHK Eテレ「にっぽんの芸能」（2021/5/7） ・ 日本テレビ「ヒルナンデス!」（2021/3/24） ・ angela・渋谷公会堂LIVE（2019/12/30,31） ・ 樺坂46・日本武道館LIVE（2019/5/9～11）		

「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演 「オズの魔法使い with オーケストラ」
主催・共催・上演団体 役員名簿

【主催】 公益社団法人 日本児童青少年演劇協会

代表理事 森田勝也（会長）

理事	石坂慎二（事務局長）	植村直己	加藤早恵
	金平純三	上保節子	木村 隆
	後藤 圭	下山 久	高柴秀樹
	西垣耕造	野口祐之	長谷川安佐子
	藤崎万喜男	蒔田敏雄	水野 久
	山本茂男	百合岡依子	

監事 大塚信一（税理士） 関 明

〒102-0085 東京都千代田区六番町13-4 浅松ビル2A
TEL：03-5212-4771 FAX：03-5212-4772

【共催】 一般社団法人 日本児童青少年演劇協会

代表理事 後藤 圭（会長、(有)劇団かかし座 代表取締役）

理事 白石武士（副会長、(有)劇団角笛 代表取締役）
小杉 隆（副会長、(株)劇団影法師 代表取締役）
花輪 充（東京家政大学 家政学部児童学科/短期大学部保育科 教授）
小林由利子（明治学院大学 心理学部教育発達学科 教授）

〒224-0026 神奈川県横浜市都筑区南山田町4820-1
TEL：045-592-8111 FAX：045-592-8458

【上演】 有限会社 劇団かかし座

代表取締役 後藤 圭

取締役 山下義文
飯田周一
西垣 勝

〒224-0026 神奈川県横浜市都筑区南山田町4820-1
TEL：045-592-8111 FAX：045-592-8458

**「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演 「オズの魔法使い with オーケストラ」
愛知公演 収支予算書**

【収入】

項 目	内 訳				金額
チケット販売		単価	枚数	小計	¥768,000
	大人	¥2,000	192	¥384,000	
	子ども	¥1,500	192	¥288,000	
	団体割引	¥1,000	96	¥96,000	
文化庁補助金					¥3,795,440
自己負担金					¥450,000
合 計					¥5,013,440

【支出】

項 目	内 訳		金額
出演料	上演11名、演奏13名		¥1,463,000
文芸費	演出料、編曲料、各種プラン料、著作物使用料		¥297,540
舞台費等	舞台道具・機材費、舞台スタッフ費	¥811,700	¥1,191,700
	会場費、付帯設備使用料	¥380,000	
運搬費等	運搬費	¥174,700	¥1,198,700
	交通費	¥240,000	
	宿泊費	¥784,000	
広告宣伝費	宣伝物印刷費、送料、宣伝活動費		¥557,500
雑役務費、消耗品費、会場整理員謝金			¥305,000
合 計			¥5,013,440

公益社団法人 日本児童青少年演劇協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本児童青少年演劇協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部の名称・位置・組織その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、児童青少年演劇の創造と普及を図り、もって児童青少年演劇の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童青少年演劇の公演
- (2) 講演会、講習会等の開催
- (3) 児童青少年演劇の公演に対する助成および奨励
- (4) 児童青少年演劇の教育活動に対する助成および研究と推進
- (5) 児童青少年演劇の国際交流
- (6) 機関誌その他出版物の刊行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会金及び会費年額を納める者で、理事会で承認を得た下記の者

イ 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学等の演劇教育に携わる教師

ロ 劇作家・演出家・俳優・スタッフ・制作

ハ 演劇研究者・評論家、地域の演劇活動に携わる指導者

(2) 特別会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を後援する個人または団体で、理事会の決議を経た者

(3) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあったものの中から、理事会の決議を経て会長が推薦する者

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、正会員2名以上の推薦を得て、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 正会員又は特別会員の入会は、第6条に定める基準により、理事会において決定し、これを本人に通知するものとする。

3 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、総会において別に定める会費規定に基づき会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の特典)

第9条 会員は、この定款に定めるもののほか、この法人が刊行する機関誌及び図書の特典的頒布を受けることができ、その他この法人の行う事業に参加し、又は便宜の供与を受けることができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 被後見人若しくは被保佐人又は破産の宣告を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議

の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を滞納したとき
 - (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
 - (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬の額又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算
 - (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 理事会において総会に付議した事項
 - (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第18条第1項の書面に掲載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(種類及び開催)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第18条 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、正会員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、総会を開催することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第20条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、法令又は別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 3 同条第1項の規定にかかわらず、次の決議には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けの承認
 - (7) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
 - (8) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わな

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席者の代表二名が署名捺印して事務所に保存する。

(会員総会規則)

第26条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第27条 この法人に次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 2名又は3名

- 2 理事のうち、1名を会長とし、常任理事10名以内とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事は、正会員のうちから総会の決議により選任する。

- 2 監事は総会の決議により選任する。
- 3 代表理事は、理事会において選任する。
- 4 理事会はその決議によって、常任理事を選任することができる。

- 5 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序によって、代表権を伴わない業務を代行する。
- 4 常任理事の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 会長、常任理事の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の

終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第32条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第33条 役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。その額については総会が別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第46条に定める理事会規則によるものとする。

(相談役)

第35条 この法人に相談役5名以内を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会において選任し会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問事項について審議する。
- 4 相談役は、この法人の会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、常任理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第30条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を

除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は第29条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会規則)

第46条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第47条 別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の全部又は一部を処分及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第48条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について

は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出するとともに、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 3 この法人は、第1項の定時総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第52条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を要する。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を要する。

(公的目的取得財産残額の算定)

第53条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第28条第1項第2号に定める書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、第22条第3項の規定に基づく総会の決議を経て変更することができる。ただし、第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、第22条第3項の規定に基づく総会の決議により、他の一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

- 第56条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1項各号（第1号及び第2号を除く。）により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経て、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、同法第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第58条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

- 第59条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、次の職員を置く。

事務局長 1名

事務局次長 1名

事務員 若干名

- 3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。
- 5 職員は有給とする。

(備え付け帳簿及び書類)

第61条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会、総会）の議事録
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬等の支給の基準記載した書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書）
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第62条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(個人情報の保護)

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第64条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は内本文英とする。
- 4 従来 of 日本児童演劇協会に属した会員及び権利義務の一切は、この法人が継承する。

別表 基本財産

財産種別	金額
定期預金	3,000,000 円

かかし座の影絵とオーケストラの生演奏がコラボレーション！
ファンタジックで最高にマジカル！今回限定の大迫力シャドウファンタジー！！

原作：「完訳 オズの魔法使い」(復刊ドットコム)
L・F・ボーム 作 宮坂宏美 訳

厚生労働省 社会保障審議会
推薦児童福祉文化財

STAFF

演出 花輪 充・後藤 圭
脚本 花輪 充
音楽 石川 洋光

オズの魔法使い

劇団かかし座

チラシ見本

8/23 東京(羽村市)公演時のもの

The Wonderful
Wizard of OZ

with オーケストラ



「影絵劇フェスティバル」全国縦断公演
オズの魔法使い with オーケストラ

Shadow-Play
Art Caravan

劇団かかし座
www.kakashiza.co.jp

2022年8月23日(火) 開演 18:30 (開場30分前)

羽村市生涯学習センター プリモホール ゆとろぎ 大ホール

チケット 大人 2,000 円 子ども (4歳~高校生) 1,500 円
全席指定 ※3歳以下は膝上で鑑賞する場合は無料。座席を使用する場合は有料。

【主催】公益社団法人 日本児童青少年演劇協会 【共催】一般社団法人 日本影絵劇協会
【上演】有限会社 劇団かかし座 【助成】文化庁
【協力】特定非営利活動法人 子どもと文化全国フォーラム
特定非営利活動法人 子どもと文化のNPO 子ども劇場西多摩
【後援】羽村市教育委員会 青梅市教育委員会 福生市教育委員会 あきる野市教育委員会
瑞穂町教育委員会 日の出町教育委員会 奥多摩町教育委員会 檜原村教育委員会

【チケット取扱い】



・チケットぴあ
(Pコード 513-439)



・かかし座
グッズショップ

・西多摩新聞チケットサービス (TEL 0120-61-3737 月~金 10:00~17:00)
・子どもと文化のNPO 子ども劇場西多摩 (青梅市勝沼 3-78 KTホール 2F)
(TEL 0428-24-8981 平日 10:00~17:00 ※8/11~15は夏季休業)



文化庁 統括団体によるアートキャラバン事業
(コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業)

カンザスに帰りたいドロシーと、何かが足りない3人組！

さあ、行こう！エメラルドの都へ！

愉快的仲間がくり広げる、

心躍るロード・ミュージカル・ステージ！

想像力をかきたてる、シルエットの魅力

大迫力で動く5面スクリーン！
廻る！広がる！オズの国が！

ドロシーは、アメリカ・カンザスで暮らす女の子

ある日、巨大な竜巻に家ごと運ばれ、着いたところは不思議な世界

そこは魔法に満ちた「オズの国」！！

愛する故郷へ帰るため、ドロシーは大魔法使いオズのいる「エメラルドの都」を目指す

途中で出会ったのは、脳みそがほしいカカシ、心がほしいブリキのきこり、勇気がほしい臆病ライオン

風変わりな愉快的仲間たちと、ドロシーの旅が始まる！

ドロシー達を待ち受けるものとは！？

そして、ドロシーがオズの国にやってきた本当の理由とは…！？

【出演】

上演 劇団かかし座・吉村健洋（客演：イツフォーリーズ）

指揮 石川洋光

演奏 おーけすとら・びとれ座（管弦楽）

さいとうりょう（エレクトーン）

楽器協力：ヤマハエレクトーンシティ

今井義典（ドラム）

楽器協力：YAMAHA, Zildjian, aspr

定塚洋平（ギター）

【スタッフ】

脚本・演出 花輪充

舞台監督 杉村向陽（Mars A Sol）

演出・影絵美術監督 後藤圭

照 明 寺田義雄・東京舞台照明

音楽監督（作曲・指揮） 石川洋光

音 響 都藤守（Sound Method）

振 付 鴨志田加奈

大道具製作 イトウ舞台工房

舞台美術 齋藤浩樹

衣装製作 青木節子（青木デザインルーム）

人形製作 おぼらしげる（人形工房アトリエ羅道）

ヘアメイク 中井正人（Deuce）

影絵美術製作 かかし座美術部

歌唱指導 川島由美

小島直子・小田純治（design Bee）

宣伝美術 小田純治（design Bee）

影絵映像・特殊効果製作

広報 櫻井尚人（かかし座広報部）

とうたけよう

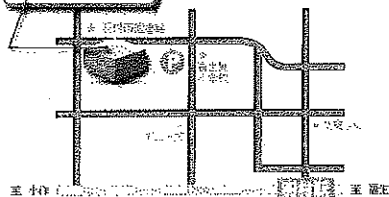
制作 後藤圭

小田純治（design Bee）

山下義文（かかし座企画営業部） 影絵人形製作 かかし座舞台部

影絵 × 歌 × 生演奏が織りなす
今まで無かった立体的で豪華なステージ！！

羽村市生涯学習センター
ゆとろぎ



【問合せ】

子どもと文化のNPO 子ども劇場西多摩

TEL 0428-24-8981 平日 10:00～17:00 ※8/11～15は夏季休業

劇団かかし座（TEL 045-592-8111 平日 10:00～18:00）

劇団 かかし座

〒224-0026 神奈川県横浜市都筑区南山田町 4820-1

TEL: 045-592-8111 FAX: 045-592-8458

E-mail: info@kakashiza.co.jp WEB: https://www.kakashiza.co.jp

Shadow Play Theatre KAKASHIZA

劇団かかし座はNHK専属の影絵劇団として1952年に創立。現在は影絵による舞台作品や手影絵パフォーマンスをはじめ、映像作品・出版等の総合エンターテインメントを全国に発信しています。

新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、中止となる場合がございます。
その場合は、劇団かかし座のホームページ・公式SNSにてお知らせ致します。
ご来場の前に開催の有無をご確認ください。

羽村市生涯学習センター ゆとろぎ

【アクセス】

東京都羽村市緑ヶ丘 1-11-5

JR 青楓線「羽村駅」東口より徒歩 8 分

TEL 042-670-0707

with オークストラ

ファンタジックで至高にマジカル!

家族みんな楽しんでめる、

カンザスに帰りたいドロシィと、何か足りないヨ人組!

「あ、行こう！ エクスルトの都へ！」

心躍るロード・ミュージカル・ステージ!

品としてとってはズバリの製品だ。いま、手ではみこユーロ・バル
ンに売られたかっただ作品です。それがなかなかの由で人と著
者に出会ったのは、かなり後の影絵技術で「ウォーマンズカ
ン」公衆では、からしんの影絵技術で「ウォーマンズカ
ン」に加え、オーガスト・ラの演劇が加わりました。そこで、
今、どうしてこんな入念なシーナになるか。高橋の経験までお楽しみくだ

王陽明先生
朱得之

[illegible]

王州

[illegible][illegible][illegible][illegible]

「なまぬき」の語が、現代の「ドロシ」の語に由来する。これは、

[illegible]

二、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、三十三、三十五、三十七、三十九、四十一、四十三、四十五、四十七、四十九、五十一、五十三、五十五、五十七、五十九、六十一、六十三、六十五、六十七、六十九、七十一、七十三、七十五、七十七、七十九、八十一、八十三、八十五、八十七、八十九、九十一、九十三、九十五、九十七、九十九、一百。

を以て、トロンシーがオーストリアの国にやってきた本当の理由とは何か？

インクルー

おーけーとら・びとれ座

エレクトーン さいとうりより (楽譜集): ヤマハエレクトーンシティ

今こそ、全日本をリードする国産車、YAMAHA ZID (Z) を、ぜひ試乗してください。

www.1688.com

【スタッフ】

[illegible][illegible]

設計者	松村均樹 (Matsura J. Soshi)
監製	朝比奈隆雄・東宮隆男 (Asahinori & Higashiyama Ryuu)
編集	松村均樹 (Soshi Matsura)
音楽	松村均樹 (Soshi Matsura)
演出	松村均樹 (Soshi Matsura)
監督	松村均樹 (Soshi Matsura)
監製	朝比奈隆雄・東宮隆男 (Asahinori & Higashiyama Ryuu)
編集	松村均樹 (Soshi Matsura)
音楽	松村均樹 (Soshi Matsura)
演出	松村均樹 (Soshi Matsura)
監督	松村均樹 (Soshi Matsura)

「オズの魔法使い with オーケストラ」愛知公演

新型コロナウイルス感染防止対策

舞台芸術業界のガイドライン「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(緊急事態舞台芸術ネットワーク策定)に準拠し、以下の対策を講じます。

なおこの公演は、舞台上での俳優による台詞や歌唱はございますが、観客に発声や歓声等を求めるものではなく、そのようなシーン也没有ありません。

【主催関係者】

- ・来場1週間前からの検温チェック。
- ・常滑市民文化会館入館時の検温。(37.5℃以上は入場不可。)
- ・休憩時間のドア開放による換気。
- ・当日券販売、チケット(氏名・電話番号)の確認、公演関連グッズの販売など、来場者との対面する場面では、アクリル板ないしそれに準じるものの設置、ないしフェイスシールドの着用。

【来場者】

- ・常滑市民文化会館入館時のサーモグラフィーによる検温。(37.5℃以上は入場不可。)
- ・マスクの着用をお願い。(乳幼児は除く。)
- ・アルコール消毒液の各所配置と、ホール入場時の消毒をお願い。
- ・チケット半券裏に氏名と電話番号の記入依頼と確認。(感染が発生した場合の連絡のため。)
- ・来場者自身によるチケット半券のもぎ取り。
- ・他のお客様との距離の確保(1m以上)をお願いアナウンス。特に、休憩時・退出時のドア前、トイレ前、ロビー。
- ・規制退場の実施。

【その他】

- ・出演者や舞台スタッフと来場者との非接触。
- ・舞台およびオケピット(演奏エリア)と観客席との距離の確保(3m以上)

その他、公演直近の感染状況に留意しつつ、基本的には常滑市民文化会館職員と随時相談、確認のうえ、必要な対策を講じ実施します。

【本公演実施担当】

有限会社 劇団かかし座 山下義文
神奈川県横浜市都筑区南山田町 4820-1
TEL 045-592-8111

議案第 38 号

東浦町教育委員会名義後援について

次の事業について、東浦町教育委員会名義後援を承認するものとする。

令和4年11月17日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

事業の名称	Peace & Music in 東浦 part6
事業の主催	Peace & Music
実 施 日	令和4年11月27日(日)
場 所	緒川コミュニティセンター ホール
対 象	どなたでも

提案理由

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準に基づき、提案するものである。

様式第1号 (第2条関係)

東浦町・東浦町教育委員会名義後援承認申請書

2022 年10月15日

東浦町長 殿
東浦町教育委員会 殿

団体名

Peace & Music

所在地

団体代表者氏名

米村 幹雄 (米村)

電話

東浦町名義後援申請取扱要綱第2条第1項及び
東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準第2条の規定に基づき、下記の事業
について東浦町・東浦町教育委員会の名義後援を申請します。

記

- 1 事業の名称 Peace & Music in 東浦 part 6
- 2 事業の目的 音楽を通じて地域の人達に平和の大切さを伝える
- 3 実施期日 2022年11月27日
- 4 実施時間 13:30 ~ 15:30
- 5 実施場所 緒川コミュニティセンター
- 6 参加対象者 地域の市民
- 7 収支予算書 別紙
- 8 安全対策 町の公共施設の対策に準じて対策を講じる
- 9 協賛予定 なし
- 10 他の後援予定団体等 なし



第6回「Peace&Music in 東浦」実施計画書

～音楽を通じ楽しく地域の人たちに“平和の尊さ”を伝えていく～

1.開催日時 2022年11月27日(日) 13:30～15:30

2.開催場所 緒川コミュニティセンターホール

3.内容 (1) 大道芸人 タップリンさん マジカルパフォーマンス
「笑えるマジック ショータイム」

(2) 講演&腹話術のぶちゃん
「平和ってどんなこと？」のお話
坪井二郎・佐々木千恵にのぶちゃんがいろいろ聞きます

(3) 東浦フィルハーモニーによる音楽メドレー
・ジブリアニメメドレー♪
・おもちゃの交響曲♪
・かじ屋のボルカ♪
・線路は続くよどこまでも♪ などなど♪

4.コロナ対策

コミュニティセンター入館時の体温測定、受付時の氏名・連絡先の記帳、ホール内の換気は休憩時も含め充分配慮致します

2022年 11月27日(日)

13:30~15:30 (13:00開場)

糸巻川コミュニティセンターホール
参加協力費 大人300円 (18才以上)

お申し込み不要です
どなたでも
ご参加
いただけます

キッズコーナー
あります

きてねー

のぶちゃんダンス

ミュージック

MUSIC

in 東浦 Part ③

大道芸人マジカルパフォーマー

13:30~

笑えるマジック ショータイム

～インキキくささが70分～

ウクライナに
平和を!



マスクの着用
おねがい
します

14:10~ 講演 & 腹話術のぶちゃん

坪井二郎さん、伊佐木千穂さん「平和ってどんなこと?」のお話
のぶちゃんか! いろいろ聞きます

15:00~ 音楽♪ 東浦ファルイーモニー管弦楽団

♪ ジブリアニメドレー ♪ おもちゃの交響曲
♪ わじ屋のポリカ ♪ 線足各は系統くよ じこまでも など

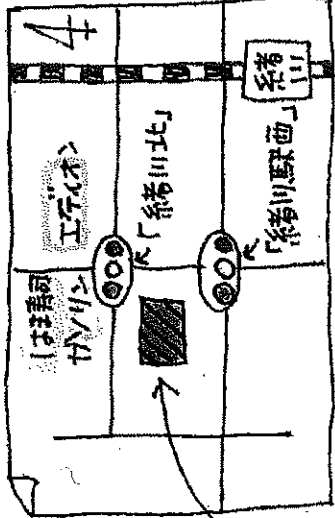
主催 Peace & Music in 東浦 実行委員会

後援 東浦町・同教育委員会 (申請中)

お問い合わせ ヨネムラまで

☎ 090-6075-4430

✉ my55kuro@yahoo.co.jp



糸巻川コミュニティセンター
東浦町大字糸巻川字屋敷式区58-1



Peace & Music 収支予算書

2022. 10. 15

収入	○参加協力券 300円×70名	21000円 /
	○カンパ残金	6310円 /
	計	27310円 /
支出	○会場費	2480円
	○チラシ印刷	2330円
	○謝礼	5000円
	・東浦フィルハーモニー	5000円
	・タップリンさん (大同芸人)	5000円
	・坪井さん (講演)	5000円
	・佐々木さん・和田さん	3000円
	・駐車場お礼	1500円
	・SDお礼	3000円
	計	27310円 /

様式 2 (第 5 条関係)

団体ボランティア・市民活動登録申請書

令和 4 年 3 月 31 日

ふりがな 団体名	ビーすあんどみゅーじっく
	Peace & Music
団体設立年月日	平成 28 年 (2016 年) 12 月 3 日
団体の目的	◇平和であることの大切さを、音楽を通して子どもたちにつないでいく活動を行うこと。
活動内容 事業内容	◇講演会 (戦争体験や伝承など)、音楽会 (コーラス、吹奏楽など)、読み聞かせ、紙芝居などを行います。

代表者	ふりがな 氏 名	よねむら みきお 米村 幹雄	情報公開 ■公開する
	生年月日	T □ -- -- J	
	住 所		□公開する ■ボランティアセンターへ問合せ
	自宅電話		□公開する ■ボランティアセンターへ問合せ
	携帯電話		□公開する ■ボランティアセンターへ問合せ
	F A X		□公開する ■ボランティアセンターへ問合せ
	P C メール アドレス		□公開する □ボランティアセンターへ問合せ
	携帯メール アドレス		□公開する □ボランティアセンターへ問合せ
事務連絡先	■代表者と同じ		□公開する ■ボランティアセンターへ問合せ
団体 URL			
活動分類番号 (一覧表参照・複数可)	400-403, 800-801, 1100-1100		

会員数	会員名簿のとおり		
会員の年代	☐ 10代 ☐ 20代 ☒ 30代 ☒ 40代 ☒ 50代 ☒ 60代 ☒ 70代 ☐ 80代 ☐ その他()		
会員の職業	☒ 会社員 ☒ 自営業 ☐ 教職員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ パート・アルバイト ☐ 学生 ☒ 主婦・主夫 ☒ 無職 ☐ その他()		
対象	☒ 全般 ☒ 子ども・青少年 ☐ 障がい児・者 ☐ 高齢者 ☐ 女性・男性 ☐ 外国人 ☐ その他()		
活動区域	☒ 町内全般 ☐ 森岡 ☐ 緒川 ☐ 新田 ☐ 石浜 ☐ 生路 ☐ 藤江 ☐ 近隣市町 ☐ その他()		
活動日	☒ 定期(☐ 第1週 ☐ 第2週 ☒ 第3週 ☐ 第4週 ☐ 第5週) の (☐ 月 ☐ 火 ☒ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 祝日) ☐ 不定期		
活動頻度	☒ 定期(頻度: ☐ 1週間に ☒ 1ヶ月に ☐ 1年に <u>1</u> 回) ☐ 不定期		
活動時間帯	☒ 定期 (開始時間) 13:30 ~ (終了時間) 15:30 のうち <u>2</u> 時間 ☐ 不定期		
入会金の有無	☐ あり(円) ☒ なし	会費の有無	☐ あり(/ 円) ☒ なし
会則の有無	☒ あり ☐ なし	会報	☐ あり() ☒ なし
会員募集	☒ 募集中 ☐ 募集していない		
入会方法	☒ 電話にて問い合わせ ☐ 電子メール ☐ 申込用紙を郵送 ☐ 直接来訪 ☐ その他()		
保険関連	☐ ボランティア活動保険に加入 ☐ その他()		
団体PR	子育てをしているパパ、ママや祖父母の方、平和や音楽に関心をもっている方々に集まっていただき、楽しく学ぶ集会を開催します。		

センター記入欄 ※この個人情報は、目的以外に使用しません。

団体番号		登録年月日	令和2年12月18日
ID		パスワード	
登録活動種別	16	承認担当	東浦町社会福祉協議会

議案第 39 号

東浦町部活動の地域移行推進協議会委員の選任について

東浦町部活動の地域移行推進協議会委員について、資料 3 のとおり選任するものとする。

令和 4 年 11 月 17 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町部活動の地域移行推進協議会設置要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、提案するものである。

令和4年10・11月 教育長報告

(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
10月21日(金)	全員協議会
10月23日(日)	町職員採用試験
10月24日(月)	校長面談(緒川小学校) 校長面談(石浜西小学校)
10月25日(火)	校長面談(卯ノ里小学校)
10月26日(水)	校長面談(森岡小学校) 校長面談(藤江小学校)
10月27日(木)	校長面談(東浦中学校) 校務主任会議
10月28日(金)	文化財保護審議会 校長面談(生路小学校) 校長面談(北部中学校)
10月30日(日)	文化展表彰式
10月31日(月)	校長面談(片葩小学校) 校長面談(西部中学校)
11月1日(火)	読書感想画審査会
11月2日(水)	知多地方教育事務協議会幹事会
11月4日(金)	東浦町現職教育研究会 全国大会激励会
11月6日(日)	東浦町ミュージックフェスティバル
11月8日(火)	学校訪問(西部中学校)
11月10日(木)	県内町村教育長研修会
11月12日(土)	産業まつり

11 月 13 日 (日)	産業まつり
11 月 14 日 (月)	全員協議会
11 月 15 日 (火)	行政経営会議 マラソン大会実行委員会
11 月 16 日 (水)	教頭会議 教育支援委員会
11 月 17 日 (木)	第 11 回教育委員会定例会 東浦高校創立 50 周年式典

東浦町部活動の地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 町立の中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び中学校の教職員における働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動（以下「部活動」という。）の地域移行に関する意見を聴取するため、東浦町部活動の地域移行推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動（地域の活動として行われる部活動をいう。）の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 教育、スポーツ又は文化に関し知識又は経験を有する者
- (2) 公募により選考された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員として依頼した日から1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

令和4年度 学校教育課報告

令和4年11月

児童生徒数(11月1日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	4	36	2	21	5	25	4	25	1	23	1	23	17	153
	女	1	32	3	30	2	27	1	33	1	33	0	28	8	183
	計	5	68	5	51	7	52	5	58	2	56	1	51	25	336
生路小学校	男	2	24	0	28	2	25	1	30	1	20	0	28	6	155
	女	1	31	0	37	0	25	1	22	0	27	0	23	2	165
	計	3	55	0	65	2	50	2	52	1	47	0	51	8	320
片葩小学校	男	2	27	1	36	0	36	1	33	0	45	1	36	5	213
	女	0	26	0	36	2	30	0	32	1	31	1	37	4	192
	計	2	53	1	72	2	66	1	65	1	76	2	73	9	405
石浜西小学校	男	3	37	1	45	1	44	1	44	3	40	1	45	10	255
	女	1	32	1	39	0	30	0	42	2	36	1	46	5	225
	計	4	69	2	84	1	74	1	86	5	76	2	91	15	480
緒川小学校	男	2	40	2	40	0	23	3	50	6	53	2	42	15	248
	女	1	45	1	51	0	38	2	59	0	33	1	52	5	278
	計	3	85	3	91	0	61	5	109	6	86	3	94	20	526
卯ノ里小学校	男	2	21	2	33	3	25	2	23	2	16	3	33	14	151
	女	1	27	1	16	0	27	0	17	0	25	0	24	2	136
	計	3	48	3	49	3	52	2	40	2	41	3	57	16	287
森岡小学校	男	2	35	1	37	2	39	4	48	2	35	1	28	12	222
	女	1	36	2	47	0	24	0	29	1	40	0	39	4	215
	計	3	71	3	84	2	63	4	77	3	75	1	67	16	437
小学校計	男	17	220	9	240	13	217	16	253	15	232	9	235	79	1,397
	女	6	229	8	256	4	201	4	234	5	225	3	249	30	1,394
	計	23	449	17	496	17	418	20	487	20	457	12	484	109	2,791
東浦中学校	男	8	134	4	134	5	109							17	377
	女	2	152	2	120	4	129							8	401
	計	10	286	6	254	9	238							25	778
北部中学校	男	1	82	3	69	2	84							6	235
	女	1	75	1	79	1	93							3	247
	計	2	157	4	148	3	177							9	482
西部中学校	男	1	28	1	27	3	24							5	79
	女	1	30	1	26	0	33							2	89
	計	2	58	2	53	3	57							7	168
中学校計	男	10	244	8	230	10	217							28	691
	女	4	257	4	225	5	255							13	737
	計	14	501	12	455	15	472							41	1,428

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	10 月		9 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	18	0	17
生 路 小 学 校	0	20	0	20
片 葩 小 学 校	0	17	0	17
石 浜 西 小 学 校	2	101	2	101
緒 川 小 学 校	0	37	0	36
卯ノ里小 学 校	0	27	0	27
森 岡 小 学 校	0	33	0	30
小 学 校 計	2	253	2	248
東 浦 中 学 校	0	88	0	88
北 部 中 学 校	0	47	0	46
西 部 中 学 校	0	18	0	18
中 学 校 計	0	153	0	152
総 計	2	406	2	400

長期欠席者数

(人)

学 校 名	10 月	9 月
藤 江 小 学 校	2	1
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	3	3
石 浜 西 小 学 校	6	8
緒 川 小 学 校	5	1
卯ノ里小 学 校	1	1
森 岡 小 学 校	4	4
小 学 校 計	21	18
東 浦 中 学 校	25	19
北 部 中 学 校	12	12
西 部 中 学 校	6	6
中 学 校 計	43	37
総 計	64	55

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	10 月	9 月
藤 江 小 学 校	1	2
生 路 小 学 校	1	1
片 葩 小 学 校	1	0
石 浜 西 小 学 校	1	0
緒 川 小 学 校	1	1
卯ノ里小 学 校	3	0
森 岡 小 学 校	0	0
小 学 校 計	8	4
東 浦 中 学 校	1	2
北 部 中 学 校	1	1
西 部 中 学 校	0	1
中 学 校 計	2	4
総 計	10	8

その他

特になし

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
 - ・新入学学用品費(新小中1年)
 - ・給食費
 - ・林間学校費(小5、中2)
 - ・修学旅行費(小6、中3)
 - ・卒業アルバム代等
- ※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和4年12月)

	曜日	行事名等	備考
1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水		
15	木		
16	金		
17	土		
18	日		東浦マラソン
19	月		教育委員会定例会(9:30~)
20	火		
21	水		
22	木		
23	金	終業式	
24	土		
25	日		
26	月	わくわく算数(片葩小)・わくわく数学教室(東浦中)	
27	火	わくわく算数(片葩小)・わくわく数学教室(東浦中)	
28	水	わくわく算数(片葩小) 仕事納め	
29	木		
30	金		
31	土		

令和4年度
学校給食12月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

16回		献立名		備考
日	曜			
1	木	白玉うどん 牛乳	きつねうどんの汁 大豆入りナゲット(小1, 2年1個 小3年～2個 中3個) 白菜とわかめの青じそ和え	
2	金	ご飯 牛乳	さんまのみぞれ煮 豚肉と大根の煮物 りんご	
5	月	ご飯 牛乳	けんちんしのだの甘みそかけ 小松菜とツナの和え物 のっぺい汁 アーモンド小魚	
6	火	麦ご飯 牛乳	米粉のハヤシライス 焼きウインナー(小1本 中2本) ごぼうサラダ	
7	水	ご飯 牛乳	米粉白身魚(ホキ)フライの黒酢あんかけ じゃがいものそぼろ煮 野菜のしそひじきあえ	
8	木	小型ロールパン 牛乳	焼きそば つくね団子(小1, 2年1個 小3年～2個 中3個) アロエポンチ	
9	金	わかめご飯 牛乳	愛知県産れんこんサンドフライ ツナと野菜のごま酢和え けんちん汁	
12	月	麦ご飯 牛乳	蒸しコーンしゅうまい(小2個 中3個) マーボー豆腐 バンバンジーサラダ	
13	火	ご飯 牛乳	ぶりの香味だれかけ みそおでん みかん	
14	水	ご飯 牛乳	ししゃもフライのソースかけ(小1, 2年1尾 小3年～2尾) 大豆とひじきの炒め煮 豚汁	
15	木	ソフトめん 牛乳	チャンポンめんの汁 焼きぎょうざ(小2個 中3個) 海藻サラダ	
16	金	ご飯 牛乳	れんこん入り和風コロッケ きんぴらごぼう かきたま汁	
19	月	愛知のさつまいもご飯 牛乳	わかさぎのから揚げ(小3尾くらい 中4尾くらい) 煮みそ キャベツの香の物と和え	食育の日
20	火	麦ご飯 牛乳	根菜入りカレーライス 鶏肉のバーベキューソースかけ(小1, 2年1個 小3年～2個) コールスローサラダ	
21	水	麦ご飯 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) 中華スープ ★デザートセレクト	
22	木	クロスロールパン	骨付きチキン かぼちゃのクリームシチュー 大根ゆずサラダ	冬至

食べ物カレンダー
★デザートセレクト

れんこん
A: 米粉のケーキ(乳・卵・小麦なし)
B: 米粉のガトーショコラ(乳・卵・小麦なし)

令和4年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

11月 事業報告

1 文化センター、地区コミュニティセンター事業

- ・ 6日（日） ミュージックフェスティバル
- ・ 文化センター ためになる終活セミナー、モノもあなたも輝くお片づけ講座
託児つきかんたんおやつ、ソフトテニスをはじめよう
ママと赤ちゃんのためのベビーマッサージ&バランスボール講座
体験！実感！プログラミング教室
- ・ 地区コミ 絞り染め教室（森岡）、初心者ヒンメリ講座（石浜）
初心者バレトン教室、多肉植物の寄せ植え教室（卯ノ里）

2 図書館事業

- ・ 1日（火） 読書感想画審査会
- ・ 3日（木） 於大公園 de 図書館
- ・ 12日（土）～ 図書のリサイクル
- ・ 26日（土） 消しゴムはんこ作り講座

3 郷土資料館事業

- ・ 秋の企画展 四季の風景展～郷土ゆかりの画家たち～（10/15～11/13 まで）
- ・ 3、10、17日（木） 四季の陶芸教室（秋）ろくろ・手びねり
- ・ 4、11、18日（金） 古文書教室（秋）
- ・ 5日（土） 干支づくり教室・ランプシェード教室

12月 事業計画

1 文化センター、地区コミュニティセンター事業

- ・ 4日（日） うの花音楽祭
- ・ 25日（日） 落語を楽しむ会
- ・ 文化センター ためになる終活セミナー、モノもあなたも輝くお片づけ講座
英国風クリスマスフラワーアレンジメント講座
サイエンス講座「光と色の秘密」、ジャイロキネシス講座
愛犬と楽しむエッセンシャルオイル生活

- ・地区コミ 絞り染め教室（森岡）、初心者ヒンメリ講座（石浜）
親子クリスマスケーキ作り教室（生路）

2 図書館事業

- ・10日（土） 読書感想文・感想画コンクール表彰式
- ・17日（土） クリスマス会

3 郷土資料館事業

- ・3日（土） 天白遺跡ひろばを見に行こう（ガイド協会主催）
- ・空調改修工事のため、11月21日（火）～年末まで臨時休館

その他

- ・年末年始の休館

文化センター、地区コミュニティセンター、郷土資料館、中央図書館

12月28日（水）～1月4日（水）

令和4年度スポーツ課事業報告・事業計画

◇11月事業報告

1 スポーツ教室

1日（火）バランスボールエクササイズ教室

12日（土）子どもなわとび低学年教室、中・高学年教室 2教室

2 スポーツ推進委員会

1日（火）スポーツ推進委員定例会

12日（土）スポーツフェスタ東浦（産業まつり会場内・東浦中体育館）

＜ビーチボールバレー、カローリング等6種目＞

26日（土）ウォーキングを楽しもう（新田地区）

3 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会

24日（木）第2回説明会（テレビアホール）

4 生涯スポーツ振興

スポーツ指導者養成講習会（メディアス体育館ひがしうら）

19日（土）「子どものスポーツ傷害」

FC刈谷チームドクター 医療法人社団大須賀医院

おおすが整形外科 院長 大須賀 友晃 氏

26日（土）「目を輝かせながらスポーツに取り組む子どもを育てるために」

名古屋学芸大学 ヒューマンケア学部教授

浅田 謙司 氏

5 知多北地区社会体育連絡協議会

2日（水）第2回担当者会（東海市役所）

9日（水）第2回理事会（東海市商工センター）

◇12月事業計画

1 スポーツ教室

17日（土）子どもなわとび低学年教室、中・高学年教室 2教室

2 スポーツ推進委員会

2日（金）キンボール（卯ノ里小学校）

6日（火）スポーツ推進委員定例会

- 3 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
24日（土）現地下見会【予定】（愛・地球博記念公園）
- 4 第48回東浦マラソン
18日（日）（あいち健康の森公園及び周辺道路）